

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	健康診査（16歳から39歳まで）に係る業務の委託について
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康推進課健診係）

事業の概要

事業名	健康診査												
担当課	健康推進課												
目的	区民の健康の保持及び増進を図る。												
対象者	16歳から39歳までの区民(勤務先、学校等において受診の機会のある者を除く。)												
事業内容	<p>1 経緯等</p> <p>【現行】 健康診査は、次に掲げる年齢区分に応じ、それぞれの機関で実施している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">委託医療機関</th> <th style="width: 20%;">保健センター</th> <th style="width: 30%;">区民健康センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16歳から39歳までの区民</td> <td style="border: none;"></td> <td>○</td> <td>○ (※3)</td> </tr> <tr> <td>40歳以上の区民 (※1)</td> <td>○ (※2)</td> <td>○ (64歳まで)</td> <td>○ (※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者に限る。 ※2 平成18年度第1回審議会報告・了承事項(業務委託) ※3 平成19年度第7回審議会報告・了承事項(業務委託)</p> <p>【今後の方針】 平成25年度以降、保健センターにおける健康診査業務が廃止される予定であるが、メタボリック症候群やその予備群を的確に把握して、区民の健康の保持及び増進を図るとともに、従来からの若年層の健康診査の機会を引き続き確保する必要がある。 よって、上記対象者(以下「対象者」という。)に係る健康診査を医療機関へ業務委託することにより実施することとする。</p> <p>2 委託医療機関</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新宿区医師会に所属する医療機関 (2) 中野区医師会に所属する医療機関 (3) 個別契約の医療機関(上記医師会に所属しない医療機関との直接契約) <p>3 健康診査の実施の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区は、健康診査を希望する対象者に健康診査票を個別に発行する。 (2) 対象者は、上記2の委託医療機関(以下「医療機関」という。)に予約の上、(1)の健康診査票を持参し、受診する。 (3) (2)により受診した者は、受診先の医療機関から、直接、受診結果の通知を受ける。 (4) 医療機関は、健康診査の実施後、当該実施に係る健康診査票を新宿区医師会を経由して区に提出する。 (5) 区は、(4)により提出された健康診査票に基づき、受診者データを管理する。 (6) 区は、医療機関に対し、健康診査の実施に係る委託料を支払う。 <p>※ (5)の「受診者データの管理」については、紙媒体の健康診査票に基づく健診データの電子化に係る外部委託業務が発生するため、別途、本審議会に事前報告する。</p> <p>4 対象者数 約1,600人程度</p>		委託医療機関	保健センター	区民健康センター	16歳から39歳までの区民		○	○ (※3)	40歳以上の区民 (※1)	○ (※2)	○ (64歳まで)	○ (※3)
	委託医療機関	保健センター	区民健康センター										
16歳から39歳までの区民		○	○ (※3)										
40歳以上の区民 (※1)	○ (※2)	○ (64歳まで)	○ (※3)										

件名 健康診査（16歳から39歳まで）に係る業務の委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	健康診査
委託先	<ol style="list-style-type: none"> 1 新宿区医師会に所属する医療機関 2 中野区医師会に所属する医療機関 3 個別契約の医療機関（上記医師会に所属しない医療機関との直接契約）
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	【健康診査受診者に係る情報項目】 郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、電話番号、問診結果、健診結果、肝炎受診歴の有無、生活保護受給の有無
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	平成24年度まで実施する対象者に係る健康診査については、平成25年度以降、廃止される予定であるが、当該健康診査に係る結果により、メタボリック症候群やその予備群を的確に把握することができ、生活習慣病発症の予防を今後も継続して実施する必要があるため、新たに医療機関へ業務委託することにより実施する。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 健診日前の処理 受診希望者からの電話等による予約受付及び案内 2 健診日当日の処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本人確認（健康診査票による確認） (2) 健診の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①医師の診察・身体計測 ②肥満度（BMI）測定 ③血圧測定 ④血液検査 ⑤尿検査 ⑥心電図（医師の判断により実施） 3 健康診査実施後の処理 総合判定 4 健康診査結果通知に係る処理 健康診査結果の通知の作成及び受診者への直接交付 5 区への報告 「実施報告書」及び「健康診査票」の提出
委託の開始時期及び期限	平成25年6月1日（以降継続）
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 受診者に係るデータは、施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。 ※ 上記1及び2については、「仕様書」に明記する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。